

川崎市工事請負有資格業者 各位

令和 7 年 3 月 2 8 日  
川崎市財政局資産管理部契約課

配置予定技術者届の一部改正について  
(技術者の配置における事務取扱要領の一部改正関係)

令和 6 年 1 2 月 1 3 日施行で建設業法の一部が改正され、情報通信技術を利用すること等を要件とする専任義務の緩和規定が新設されたことに伴い、令和 7 年 4 月 1 日付で、技術者の配置における事務取扱要領を改正し、落札候補者が提出する配置予定技術者届の様式も一部改正しますので、お知らせいたします。

1. 改正概要

改正建設業法に規定される建設業法第二十六条第三項ただし書及び同項第一号及び同項第二号により専任義務を緩和する場合に対応して、技術者の配置における事務取扱要領及び配置予定技術者届様式を改正します。

2. 改正対象

- ・「技術者の配置における事務取扱要領」(本文)
- ・「配置予定技術者届」(第 1 号様式その 1)
- ・「配置予定技術者届 (共同企業体用)」(第 1 号様式その 2)
- ・「配置予定技術者届 (監理技術者補佐用)」(第 1 号様式その 3)

★注意★

令和 7 年 4 月 1 日以降に落札候補者となられた場合は、必ず改正後の配置予定技術者届を使用してくださるようお願いいたします。

改正後の配置予定技術者届は、「入札情報かわさき」の共通ダウンロードコーナーからダウンロードできます。

(【令和 7 年 4 月 1 日改訂版】となっているものを使用してください。)

財政局資産管理部契約課  
土木契約係 044-200-2099  
建築契約係 044-200-2101